

介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善加算について

平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算(以下「処遇改善加算」)の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月より「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善の算定要件】

- 介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ 1 つ以上取り組んでいること
- **賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化**を行っていること

※介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定する場合は上記に加え、介護福祉士の配置等の要件を満たす必要があります。

※詳細については、[介護職員等特定処遇改善加算\(厚生労働省資料\)](#)をご確認ください。

※見える化とは、介護職員等特定処遇改善加算の算定状況や賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容について、ホームページの活用や介護サービスの情報公表制度の活用等、外部から見える形で公表する事。(令和 3 年度は算定要件に含まれない)

松原福祉会における取組

事業所別の介護職員等特定処遇改善加算取得状況

全事業が介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)を取得した上で、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを取得しています。

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

| 区分 | 職場環境等要件の内容 | 取り組みの内容 |
|---------------------|--|--|
| 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 | ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 | 研修費の費用負担。資格取得時の費用の一部負担。e-ラーニングによる受験対策講座等を支援。 |
| 両立支援・多様な働き方の推進 | ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 | 職員の事情によるシフト調整や短時間正規職員制度を導入。非正規職員から正規職員への転換の奨励。 |
| | ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 | 職員相談窓口の設置(常時開設・全職員に対し定期的な面談を行う) |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 | 車いす用特殊浴槽、個浴用特殊浴槽設置。腰痛体操や腰痛バンドを支給。 |
| | ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 | 雇用管理責任者に対し、介護労働者雇用管理責任者講習の受講実施。 |